

青森県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第2号

平成21年1月16日付け青後広監第1号で報告した監査の結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第199条第12項の規定に基づき、青森県後期高齢者医療広域連合長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、別添のとおり公表する。

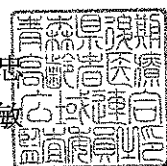
平成21年3月12日

青森県後期高齢者医療広域連合

監査委員 三浦

監査委員 平山

誠敏



措置の通知書

青後広監第1号関係分

指摘事項	措置状況																				
<p>【業務課】</p> <p><input type="checkbox"/> 高額療養費の誤支給があった。</p>	<p>1 高額療養費の支給誤りに係る事務処理において、当初の洗い出し作業で漏れていたもの及び通知に誤りがあったものがあったが、最終的な高額療養費の支給誤りの人数及び過払い額は、次のとおりであった。</p> <p>(1) 高額療養費支給済み後に診療報酬明細書が変更になったもの (平成20年10月31日支給)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">①1回目</td> <td style="width: 15%;">395人</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 15%;">2,856,166円</td> </tr> <tr> <td>②2回目</td> <td>45人</td> <td></td> <td>149,545円</td> </tr> <tr> <td>小計(①+②)</td> <td>440人</td> <td></td> <td>3,005,711円</td> </tr> </table> <p>(2) 県外柔道整復師施術療養費の給付記録取込不具合によるもの (平成20年7月31日及び8月29日支給)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 15%;">17人</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 15%;">198,038円</td> </tr> </table> <p>合計(1)+(2)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 15%;">457人</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 15%;">3,203,749円</td> </tr> </table> <p>2 誤支給の対象者及び関係者に次のとおり対応した。</p> <p>(1) 対象者全員に対して詫言状を送付した。</p> <p>(2) 対象者には原則として、今後支給される高額療養費と相殺して調整することとした。</p> <p>(3) 県外に転出した方及び死亡した方の相続人に対しては、納入通知書により返納してもらうこととした。</p> <p>(4) 市町村に対して状況を報告し、問い合わせ等の対応について協力をお願いした。</p> <p>(5) 広域連合議会前の議員説明会で報告し、報道発表した。</p>	①1回目	395人		2,856,166円	②2回目	45人		149,545円	小計(①+②)	440人		3,005,711円		17人		198,038円		457人		3,203,749円
①1回目	395人		2,856,166円																		
②2回目	45人		149,545円																		
小計(①+②)	440人		3,005,711円																		
	17人		198,038円																		
	457人		3,203,749円																		

	<p>3 今後、事務処理ミスを起こさないために、次のとおり再発防止に努める。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 入念な作業手順の作成(2) 適切な進行管理(3) 複数職員によるチェック(4) 職員の意識改革
--	---